

## 目次

1. 裁判官の自白	P 1
2. 袴田事件	P 3
3. 訴因変更	P 5
4. 自白調書	P 6
5. 袴田氏の動機	P 8
6. 松下文子の証言	P 12
7. 再審請求	P 14
8. 息子よ	P 19

### 1. 裁判官の自白

戦後未解決の冤罪事件として有名な袴田事件において、一審で死刑判決を書いた裁判官（現在69歳）が40年ぶりに出てきて、実は当時「無罪の心証をもっていた」と衝撃的な告白をした。この人は熊本典道元裁判官で、告白が行なわれたのは本年3月2日のことである。熊本元裁判官が袴田死刑囚の姉秀子さんに涙を流して謝罪する映像が、全国ネットのテレビで放映されたものだからたまらない。

死刑とは、国家権力が行使可能な最悪の刑罰なのであるから、その対象は想像を絶する卑劣な反社会的凶悪犯でなければならない。しかも死刑は他の全ての刑罰と異なり、誤審による取り返しが付かない。万一冤罪であったとしても、現状復帰をはかり、償いを受けるべき被告人は既に殺されてしまっている。（袴田死刑囚の場合は、たまたま、まだ死刑が執行されていないため、生存している。）従って、死刑判決などそう簡単に出るものではないし、出す場合でも慎重に慎重を重ね、全てが争いの余地のない客観的証拠に基づいて立証されている場合にのみ出るものだと、国民は深く信じている。熊本元裁判官の40年ぶりの涙の告白は、この国民の切なる信頼を、一撃の下に粉碎してくれた。

熊本元裁判官の告白の要旨は次の通りである。

- ・ 自分は袴田事件の静岡地裁での一審において判決文を書く主任裁判官（当時29歳）であったが、袴田事件の死刑判決を書いた後、裁判官を退任してその後は弁護士として活動している。
- ・ 袴田事件での自白や証拠については、合理的な疑いが残ると思い、無罪の心証をもっていた。
- ・ そこで、3名の裁判官による合議の前に、無罪の判決文を便箋350枚にわたり下書き

していた。

- ・ ところが合議では、裁判長と右陪席裁判官は有罪を主張し、多数決で死刑判決が決まった。
- ・ 確固たる有罪の立証がなされていなかったのので、合議では他の裁判官を説得できると思っていた。
- ・ かなり強い口調で他の裁判官に詰め寄ったが、及ばなかった。
- ・ 合議結果を受けて、自分が、「死刑に処す」という心にもない死刑判決を書いた。
- ・ 判決以来一瞬たりとも事件を忘れたことはない。自分の力が及ばず申し訳なかった。
- ・ 公判における罪状認否で袴田死刑囚が、「私はやっております。」と、きっぱりとした口調で発した言葉が、今でも脳裏に焼きついて離れない。
- ・ 公判では弁護士の対応が不十分で、もうちょっと何とかやってくれないかと思った。
- ・ 当時、東京高裁には見識を持った裁判官が揃っていたので、自分の書いた判決が覆されることを期待して、挑戦するつもりで判決文を書いた。
- ・ 東京高裁で被告人の控訴が棄却され、最高裁でも上告が棄却され、時を待つしかないと思った。今がその時だと思う。自分と袴田君の年齢を考えると、この時期しかない。
- ・ 自分の発言は、裁判所法に定める評議の秘密に該当し、守秘義務違反となる可能性があることは承知している。
- ・ 疑わしきは罰せず、人間が人間を裁くことは不可能という2点を特に強調したい。

熊本元裁判官の告白は、それ自体が袴田死刑囚の無実を強く示唆するものであることはもちろんのこと、それ以上に、国民が裁判というものに抱いていた信頼の根源を揺るがす重大な事実が含まれている。この告白には、事件を裁く側から経験したものしか知りえない秘密の暴露が、人間としての真摯な姿勢において行なわれており、従って、強烈な衝撃力を持っている。熊本元裁判官の告白を映像で見て、これはやらせだと思ふ人は誰もいないのではないか？

袴田事件においては、少なくとも一審での熊本元裁判官は、「自白や証拠について合理的な疑いが残る」として、無罪の心証をもっていたというのである。驚くのは、少なくとも一人の裁判官が無罪の心証を持っている公判において、死刑判決が多数決で決するということである。そしてそこでの少数意見は、判決において完全に無視され、死刑判決が出てしまうというのである。「疑わしきは罰せず」という鉄則こそ人類共通の裁判の原則とるのであれば、これはどうしても納得がいかない。公判において少なくとも一人の裁判官が無罪の心証を持っているのであれば、被告人有利の原則に基づき、たとえ他の2名の裁判官が有罪を主張しようと無罪とすべきではないか？これが国民の常識である。

更に驚くのは、熊本元裁判官は合議の前に無罪を確信し、無罪判決を書いていたにもかかわらず

ならず、合議で有罪と決すると、たとえそれが不本意ではあったとしても、立派な有罪判決を書くことができたという動かしがたい事実である。このことは同じ証拠にもかかわらず、裁判官は有罪判決でも無罪判決でも、どちらの判決を書くこともできるということの意味するではないか？日本の裁判所が出す判決とはそんなものなのか？そんな判決で死刑を宣告し、無辜の民を殺すことが出来るのか？これは国民の常識とは違う。

日本は誤審を防止するため三審制を取っている。例え下級審において未熟な裁判官が本件のごとき裁判の基本を忘れた誤審を犯そうとも、事実審としての一審に対して控訴審としての高等裁判所があるのであり、更には上告審として最高裁判所もある。誤審は出来ることであれば高裁で、そして最悪の場合でも最高裁で正され、公正な判決が下されることになっているのではなかったか？袴田事件では、判決を書いた本人自身が誤審を確信しており、自分の書いた判決文が上級審で覆ることを期待しながら、挑戦的な判決文を書いたというのである。その挑戦的な判決文なるものを、高裁どころか最高裁までも見破ることが出来ず、唯々諾々と一審での死刑判決が既成事実として無批判に受け入れられて行ったというのである。それでは何のために上級審は存在するのか？こんなことを国民は想像すらしていなかった。

袴田事件における熊本元裁判官の涙の告白は、司法のパンドラの箱を開けてしまったのではないか？戦後犯罪史は、日本の公職者の権威の失墜の軌跡でもある。政治家の贈収賄事件は何時までたっても無くなる事はなく、公務員は裏金を作って談合に参与している。学校の先生はほぼ定期的にどこかで猥褻事件を起こしてくれるし、警察官の不祥事もまた年中起きている。この中で起訴有罪率99%を誇る日本の司法だけは信頼できると、国民は思っていたのである。現在の日本では、政治も行政も信頼することが出来ないことを、国民はずっしりと知っている。せめて民主主義国家の正義の砦ともいべき司法くらい信頼できなければ、国民はその国家を信頼することも出来ないではないか。国民の信頼を失った国家は内部から崩壊する。

## 2. 袴田事件

袴田事件は東京オリンピックの2年後の1966年（昭和41年）に、静岡県旧清水市で起きている。この年の6月30日の未明、味噌製造会社の専務宅が火事となり、全焼した現場から専務一家4人の死体が発見された。ところが4人の死体には刃物による多数の傷が付いていたのである。焼け跡のガソリン臭から、火事が放火によるものであることは明らかであり、被害者宅には多額の現金・預金通帳・有価証券がほぼそのまま残されていたことから、当初は怨恨による犯行と考えられていた。

袴田巖氏は、この味噌製造会社の従業員であり、事件当時、現場近くの味噌工場の二階の寮に住み込みで働いていた。捜査にあたった警察は、犯行現場への犯人の侵入経路の可能性より、犯人は内部事情に詳しいものに違いないと考えた。また、被害者の殺害状況の凶悪性から、高い運動能力を持った屈強な犯人像を描いた。袴田氏はこの警察の想像する犯人像にぴったりの条件を備えていた。袴田氏は元プロボクサーだったのである。しかも袴田氏には犯行時間のアリバイが無かった。

事件発生から4日後の7月4日、静岡県警は袴田氏の部屋から、微量の血痕の付着したパジャマを押収し、これを契機として袴田氏を犯人と決めつけ、執拗な取調を行い、8月18日には袴田氏を強盗殺人・放火・窃盗容疑で逮捕した。ここでは誰のものか分からない微量の血痕の付いたパジャマと、袴田氏にアリバイがないこと、並びに袴田氏が県警の想像する犯人像に一致していたという思い込みだけが容疑を裏付ける逮捕事由だったのである。言うまでもないことであるが、これらはいずれも逮捕事由としての十分な証拠にならない。これだけのことで無辜の民が逮捕されるのである。従って日本では、事件の現場近くにいた人は誰でも逮捕される可能性がある。そして事件は何時どこで起きるか分からないのである。以下において一審で認定された犯罪事実を要約する。

被告人は昭和40年1月ころから、静岡県清水市の「こがね味噌」において、味噌製造工員として勤務しており、同年4月頃より同商店の第一工場二階の従業員寮10畳の間に、他の従業員1名と住み込んで働いていた。被告人は、昭和41年6月30日午前1時過ぎ頃、同店の売上金を奪おうと考え、クリ小刀を携えて「こがね味噌」の専務取締役であった橋本藤雄宅に侵入し金を物色していたが、橋本専務（当時42歳）に発見されるや、橋本宅の裏口付近の土間において、殺意をもって同人の胸部等を数回にわたり突き刺した。更に、物音に気づいて起きてきた家人に対して、妻（当時39歳）の肩及び頸部等を数回、長男（当時14歳）の胸部並びに頸部等を数回、次女（当時17歳）の胸部並びに頸部等を数回、それぞれ持参のクリ小刀で突き刺した。次いで、専務が保管していた売上金204,915円、小切手5枚額面総額63,970円、領収書3枚を強奪した。そこで、被告人は、橋本専務以下4名を住居もろとも焼き殺してやろうと考え、同商店第一工場内にあった石油缶の混合油を持ち出し、橋本専務以下にこれをふりかけ、マッチで点火して放火し、家屋を焼き尽くすとともに4名を死亡せしめたものである。

8月18日に逮捕された袴田氏は、当初、犯行を頑強に否認していたものの、逮捕に伴う勾留満期の3日前の9月6日に一転して犯行を自白した。そこで9月9日に静岡地検は袴田氏を起訴し、11月15日に静岡地方裁判所で袴田事件の初回公判が行なわれた。ところが、初回公判の際の罪状認否において、袴田氏は更に一転して起訴事実を全面否認したのである。以後袴田氏は一貫して無実を主張している。

### 3. 訴因変更

ここで不思議なことがある。検察官は一審での初回公判の際の冒頭陳述において、被告人はパジャマを着て本件犯行に及んだものであると主張していた。例の7月4日に袴田氏の部屋から発見された誰のものかわからない血痕の付いたパジャマである。ところが事件から1年以上も経過した昭和42年8月31日に、こがね味噌工場内の一号味噌タンクの中から、大量の血液が付着した5点の衣類（ステテコ、半袖シャツ、スポーツシャツ、緑色パンツ及びズボン）が発見されたというのである。発見したのは、こがね味噌の従業員であり、味噌の搬出作業を行っていたところ偶然発見したという。そこで検察官は、同年9月13日の第17回公判において、この5点の衣類は被告人のものであり、被告人は実はパジャマではなく、この5点の衣類を着て本件犯行に及んだものとして、その主張を急遽変更したのである。（訴因変更、刑事訴訟法第312条第1項）

事件は殺人放火という凶悪事件であり、殺害状況から考えて内部事情に詳しいものの犯行と考えるのが普通であろう。静岡県警は、当然のことながら、事件直後に徹底した現場検証を行なっている。ナイフで4人の人間をメッタ突きにしているのであるから、大量の返り血を浴びているはずであり、犯人は逃亡の際に、真っ先に血まみれの衣服の処分を考えるに決まっている。内部事情に詳しいものであれば、味噌タンクがあることは知っているはずで、味噌タンクとはまさに血まみれの衣服を隠すのにこの上ない場所ではないか。

ところが静岡県警は、事件直後の現場検証では、「こがね味噌」の操業に配慮して（注1）、味噌タンクの中までは調べなかったというのである。つまり現場検証を行なわなかった味噌タンクから、1年経って、たまたま従業員が味噌出しをやったところ、血まみれの衣服が出てきたのであり、犯人は実は事件直後にこの衣服を味噌タンクに隠していたというのである。

そうすると袴田氏の部屋から発見されたパジャマは何なのか？このパジャマは袴田氏を逮捕する容疑の唯一の証拠とされたものである。パジャマと犯行の関係がないのであれば、逮捕事由がなく、そうすれば袴田氏は事件を自白することもなかったのではないか？そこで、検察官は、犯人は5点の衣服を着て犯行に及んだあと、その衣服を味噌タンクの中に隠し、その後かねて用意してきたパジャマに着替えて、あとは平然とした顔をして火災の消火活動を手伝ったのであるとして、当初の起訴事実を大きく変更することになった。本件は初動捜査に重大な欠陥があり、公判維持においても大いに問題があったのである。（注2）

検察官にとってはまことに都合が悪いことに、袴田氏の自白調書は、当然のことながら、パジャマを着て4人をメッタ突きにしたことになっている。一審での公判が1年近く進行した段階で、突然5点の衣類が出てきて訴因変更が行なわれたのであるから、袴田氏はこの時一審無罪を確信したのではないか？

「見ろ。俺の自白調書はやっぱり嘘じゃねえか。」

1966年11月15日の初回公判以来、2年弱の公判を経て、静岡地方裁判所は1968年9月11日、袴田氏に死刑判決を言渡した。第1項で登場した熊本元裁判官の書いた嘘の死刑判決である。当然に袴田氏は控訴したものの、8年後の1976年5月18日、東京高等裁判所は控訴を棄却。袴田氏は更に上告したものの、1980年11月19日に最高裁は上告を棄却して、袴田氏の死刑が確定した。その後弁護団は、袴田事件の再審請求を行なうものの、1994年8月8日に静岡地裁は再審請求を棄却、2004年8月26日には東京高裁が再審請求を棄却、現在再審請求は最高裁に特別抗告されており、最高裁第2小法廷にて係属中である。

袴田死刑囚はまだ生きている。逮捕時30歳であったが、その後41年間にわたり東京拘留所に勾留されており、現在71歳である。長期間にわたる勾留生活で拘禁症状が出ているようであるが、無実の信念に揺るぎはなく、まさに現代の岩窟王がここにいる。

#### 4. 自白調書

これだけの事件であるから争点が多いが、有罪立証の最大の論拠が自白調書にあることは異論の余地がない。袴田氏は、静岡県警で28通、検察庁で17通、合計45通の自白調書を取られている。ところが、裁判では、県警の28通、検察官面前調書のうち16通の合計44通が、自白の任意性に疑いがあるとして、全て証拠排除がなされている。そして昭和41年9月10日付の検察官面前調書1通だけは、なぜか証拠採用され、事件における決定的な証拠とされてしまっている。

静岡県警での自白調書が否定されたのは、取調状況に任意性が認められなかったからである。静岡県警は袴田氏を逮捕し起訴するまでの23日間に、連日平均12時間に上る取調を行い自白を強要したという。一審での判決文によれば、このような実態を持つ取調は、“*外部と遮断された密室での取調自体のもつ雰囲気の特異性をもあわせて考慮すると、被告人の自由な意思決定に対して強制的・威圧的な影響を与える性質のものであるといわざるをえない。従って、このような取調の結果なされた自白およびこのような取調の影響の下になされた自白は、何れも自由で合理的な選択に基づく自白と認めるのは困難といわざるをえず、従って、刑事訴訟法第319条第1項の「任意にされたものでない疑いのある自白」*

該当し、証拠とすることが出来ないものと認める。”としている。

一方、検察官面前調書16通が否定されたのは、検察官の取調方法に刑事訴訟法198条第1項但し書きによる手続き上の問題があったからということになっている。袴田氏は既に静岡県警での勾留取調を終えて起訴されて、身柄を検察庁に送検されている（物理的には引き続き静岡県警の留置所に勾留されている）のであるから、検察庁での取調段階では袴田氏は既に容疑者ではなく、「勾留中の被告人」の立場になっている。刑事訴訟法198条第1項但し書きによれば、起訴後に勾留中の被告人を取り調べるためには、「取調のための出頭要求に応じる義務のないこと」、及び「一旦出頭要求に応じて取調を受けても、いつでも取調を拒んで退出することが出来ること」を明示する必要があることになっている。ところが取調検事は、この二つの明示要件を袴田氏に告げることなく、静岡県警と同様に留置所から袴田氏を勝手に呼び出して取調を行ったというのである。

なるほど袴田被告の自白調書に任意性は認められず、従って証拠とすることは出来ないが、そうであればなぜ昭和41年9月10日付の検察官面前調書1通だけは任意性が認められ、証拠とすることが出来るのか？一審での熊本元裁判官の判決文は、当然のことながら、この矛盾に触れており、わざわざ1ページを割いてその説明をしている。

全ての自白調書は信用できないにもかかわらず、全45通の自白調書の内昭和41年9月10日付の検察官面前調書1通だけの信用性を認めるのは、次の取調検察官の証言があったからだということになっている。

- ・ “既に被告人は司法警察官に対して自白していたので、「警察と検察庁は違うのだから、警察の調べに対して述べたことにはこだわらなくていい」旨注意して取調を行なったが、これに対して被告人は「私がやりました」と述べた”
- ・ “司法警察官作成の自白調書を参考にして取り調べたのではなく、また、これを取調の際、机の上に置いていたものでもない”

これに対しての袴田氏の次の証言は、その事実が認められないとしている。

- ・ “大声で怒鳴ったり、机の上を叩きつけたり等した。”
- ・ “「自白しない限り2年でも3年でも勾留するぞ」とか、「警察で認めたのに、なぜ検事に対して認めないのか」等と言った。”

如何であろうか？これは全45通の自白調書の内、昭和41年9月10日付の検察官面前調書1通だけの信用性を認めるという、きわめて論理的に特殊な事象の、合法的な理由になっていない。もともと強制的・威圧的な取調状況と拘留中の被告人に対する告知義務違反を認定して、検察官面前調書の任意性を否定したのであるから、この任意性否定の根拠

は9月10日付調書にも該当する。すなわち調書の任意性を否定するのであればオール・オア・ナッシングしかないのであり、それを9月10日調書についてだけは特別に信用できるというのであれば、なぜこの日にだけは強制的・威圧的な取調ではなく、更に当然の告知もしていたかを論証する以外にないではないか？熊本元裁判長の言う上級審に対して、「自分の書いた判決が覆ることを期待して、挑戦するつもりで判決文を書いた」というのは、このことを言っているのではないか？

しかし、熊本元裁判官の秘められた願いは、東京高等裁判所には届かなかった。東京高裁では、基本的に一番で認定された証言をほぼそのまま認めて、「従って、原判決が、被告人の供述調書中、9月9日の検察官調書だけ任意性があるとしたのは別に不合理ではない。」とやってくれたのである。最高裁では判決に対して憲法違反があるかどうかだけを争うので、もとより自白の信用性など問題にもされない。これにて一件落着とばかり、袴田氏の死刑判決は確定したのである。

## 5. 袴田氏の動機

もとより袴田事件には、袴田氏が殺人・放火を行なったとする直接的な証拠は何もない。袴田氏の殺害現場や放火現場を見た人は誰もいない。被害者4名の死体には大小あわせて約50箇所の傷が発見されており、一部のものは胸骨や肋骨を貫通している。凄まじい惨劇である。殺害に使用されたとされているのは、長さ12センチ、幅2.2センチのクリ小刀とされているのであるが、この凶器より袴田氏の指紋は発見されていない。犯人は住居に侵入し、橋本専務に発見され、争いながら中庭を抜けて土蔵前に到り、そこで専務に致命傷を与えたことになっている。そこで、犯人は再度住居に侵入し、物音を聞きつけて起きた妻と長男を、表玄関前の仏壇の間にて殺害し、更にピアノ部屋に侵入して次女を殺害したというのである。これだけの距離を大量の返り血を浴びながら動き回ったのであるから、その足跡はどうなっているのか？袴田氏の足のサイズと合致する足跡は現場から何ら発見されていない。これだけ激しい殺害活動をしたにもかかわらず、現場からは袴田氏のものと考えられる遺留品や指紋もまた、何ら発見されていない。

これでよく逮捕され起訴されたものだと思うのであるが、実は状況証拠は袴田氏に圧倒的に不利なのである。更に、状況証拠を生み出していった背景には、袴田氏の素行の悪さがある。

袴田氏は、静岡県浜名郡において父「庄市」、母「とも」の三男として生まれ、静岡県浜北市に家族ともに引越しをして、同地の小中学校を卒業後、同市の織物会社の工員として3年ほど働いている。その後浜松市の北川自動車の工員として働いているうち、同市内のボ



ボディビルディング協会に通ってボクシングを習うようになり、昭和32年には国体にボクシング選手として出場し3位を獲得している。しかし、この頃袴田氏はボディビルディング協会をやめている。ボディビルディング協会の教師の内妻と深い仲になり、ボディビルディング協会をやめて、その女と同棲することになったためである。

しかし袴田氏の略奪愛は続かない。袴田氏は、勤務していた北川自動車をやめ、同棲していた女とも別れて、心機一転プロボクサーになるべく川崎市の不二拳斗クラブに入ることにしたのである。昭和33年頃のことである。袴田氏は、不二拳斗クラブでの練習に励むうち、たまたま清水市でボクシングの試合があり清水市に赴いたところ、その地でホステスをしていた「赤穂レエ子」と知り合い、東京都内で同棲生活を始めることになった。ところが袴田氏の体の調子が悪くなり、ボクシングをプロとして続けていくことが出来なくなってしまった。昭和37年に袴田氏は不二拳斗クラブをやめて、「赤穂レエ子」とともに清水市に行って生計を立てることにした。

清水市では、袴田氏は市内のキャバレー「太陽」のボーイとして、レエ子はホステスとして働いていたが、生活は安定しなかった。昭和38年になり、キャバレー「太陽」に出入りしていた酒屋の世話で、同人から資本を出してもらい、清水市でバー「暖流」をレエ子と共同で経営することになった。しかし経営はうまくいかず、この店は借財を残したまま昭和40年につぶれてしまった。経営不振の理由は、袴田氏が競輪やマージャンにこったためである。そこで再び例の酒屋の世話で、「万花」というバーを開業し、今度はレエ子がかつての店の経営を行い、袴田氏は事件の舞台となった「こがね味噌」で工員として働くことになった。

この間昭和38年12月には、袴田氏はレエ子と正式な婚姻届を済ませ、昭和39年10月15日には長男旭が生まれている。しかし、開業した「万花」の経営もまたうまくいかず、開業3ヶ月で店がつぶれてしまった。しかも、レエ子が店に来ていた客と仲良くなったことから、袴田氏とレエ子の関係もうまくいかなくなり、結局レエ子は袴田氏と長男旭を残したまま家出をしてしまうのである。窮した袴田氏は、旭を浜北市の実家に預け、単身「こがね味噌」の寮に住み込んで働くことになったものである。

袴田氏は「こがね味噌」で働きながら、実家に養育費を仕送りしている。この頃実家のほうでは、袴田氏が一軒家を借りて、そこで袴田氏の母と袴田氏並びに長男旭と一緒に生活してはどうかという話が出ていたという。袴田氏は、仕送りはしていたものの、相変わらずの放逸な生活態度であったため、会社からも前借がある状態で、とても一軒家を借りるだけの敷金の工面が出来なかった。これが事件の動機とされた。

そこで、袴田氏は、勤務する「こがね味噌」の売上金は専務が管理しており、毎日売上金を工場に隣接した自宅にもって帰ることを知っていたので、これを夜間に進入して略奪すれば、旭との一軒家を借りる敷金の工面が出来ると思ったというのである。

つくづく思うのであるが、これはこの事件の動機にはならない。確かに袴田氏としては、長男旭のことが気がかりで、実家のほうで言っているように、一軒家を借りてそこで母親も交えて生活すれば、今後の人生設計が成り立つと考えたかもしれない。それに付けても家を借りるための金がなく、その金策に困っていたかもしれない。しかし、この金には緊急性がない。更に金が欲しかったというのであれば金だけ取ればいいのであり、これは本件における窃盗容疑の動機にはなりえても、殺人および放火の動機とはなりえない。

寸借詐欺ならともかく、事件は4名の殺人・放火なのであり、その殺害状況は被害傷が全50箇所及び、胸骨や肋骨を貫通するほどのものだったというのである。これだけの殺害を行なうからには、犯人は被害者に対して何事か抜き差しならぬ怨恨を抱いていなければならない。袴田氏としては、それほど金策に困っていたというのなら、事情を話して「こがね味噌」から正式に敷金分を借りればいけないか？袴田氏と橋本専務の間には何らの怨恨関係が認定されていない。袴田氏が橋本専務に一軒家の借入のための借財を申し込み、これに対して橋本専務が拒否するだけではなく、その際、何事か袴田氏の全人格を否定するような侮辱的な言動があったというのならともかく、そのような事実は一切認定されていない。そこで、何で袴田氏が、一軒家を借りたいという特に緊急性のない金ほしさに、何らの怨恨関係のない専務宅に押し入り、金を奪うだけではなく、一家惨殺にするとともにその家に放火して焼き払わなくてはならないのか？

袴田氏は、いわゆる素行の悪い人と世間がいう典型のような経歴を持っている。袴田氏は住所並びに職業を転々として変えており、勤勉さを好む日本社会では、袴田氏のような人は流れ者として信用されにくい。水商売に長く従事していたことや、プロボクサーであったことも、社会的偏見を買いやすい。また、妻がホステスで夜逃げをしたということも、清水という地方都市では格好の好奇心をもって語られていたであろうし、その噂は当然に「こがね味噌」の従業員の間でも囁かれていたであろう。しかもなんといっても袴田氏は元プロボクサーなのであるから、その鍛え抜かれた肉体美は圧倒するような存在感があったのではないか。袴田氏はレエ子が夜逃げしたあとも、生活は派手で、つまり女性関係のことまでつらつらと判決文に書かれている。袴田氏は女性にもてたのである。女性にもてる男性は、同性からの本能的な妬みを潜在的に買っているものである。袴田氏は、「こがね味噌」という地味な製造業を営む会社の従業員の間では、派手好き女好きの素行不良者として、浮いた存在だったであろうし、警戒の目で見られていたのではないか？

さて「こがね味噌」で強盗殺人放火事件が起きた。世紀の大事件であり、マスコミが押し寄せ、警察は大捜査陣を投入したのであろう。事件の状況から、誰が見ても内部事情に詳しいものの犯行であり、従業員は漏れなく県警の事情聴取を受けたであろう。そして、誰の胸の中にも、「これはきっとあの袴田の仕業に違いない。」という思いが浮かんだであろうし、中には自分が疑われているのではないかという恐怖感の中で、その思いを捜査員や、あるいは取材に来ているマスコミにしゃべった人もいたであろう。

袴田氏は、犯行の行なわれていた夜1時半頃の時間は、寮の部屋で寝ていたと主張している。まことにもっともなアリバイではないか？寮には他にも何人もの人がいるのであるから、誰かが、「ああ、そうだよ。俺がトイレに行ったとき、袴田の野郎はうるさい鼾をかいて寝ていたよ。」とでも言ってくれば、袴田氏のアリバイは完全なのである。

人の記憶などは、寝ていたといわれればそんな気がして、それはもう鼾まで記憶の中で造成されるのであるが、いなくなったら、いないという本来記憶に残るはずのない事象が、やたらと具体性を持って脳裏によみがえってくるものである。袴田氏が、犯行時間のアリバイがないのは、その時間に袴田氏が事実として寮の部屋で寝ていなかったのではなく、袴田氏を従業員のほぼ全員が犯人だと疑っていたということを示しているに過ぎない。

県警にしてみれば、これだけの大事件で全国から新聞やテレビがやってきて大騒ぎとなっており、何としても犯人をいち早く捕まえて、静岡県警ここにありというところを見せ付けたいところである。既に述べたように、県警は当初、犯行の凶悪性から怨恨関係を疑っていた。ところが、従業員を取り調べてみると、皆揃って「袴田が怪しい」、「袴田に違いない」と言い出すのである。そして、袴田犯人説を裏付けるような尤もらしい話をしだすのである。

「そう言えば袴田は犯行時間に寮にいなかった。」

「火事が出て消火活動が終わりかけた頃に、袴田がずぶ濡れのパジャマ姿でノッコリ現れて、風呂場でパジャマを洗濯していたよ。」

そこで取調中の袴田氏にパジャマの任意提出を求め、鑑識に回してみると、パジャマから人血と混合油の痕跡が出てきたのである。血痕は被害者の血液型と合致し、混合油は放火に使われたものと同種のものである。これをもって静岡県警は袴田氏を真犯人と確信し、これ以降、本来捜査すべきであった怨恨関係や、パジャマ以外の犯行時の衣服の捜索を中止してしまったのではないか？この初動捜査の失敗が、その後の訴因変更につながり、本件冤罪事件による死刑判決につながっていったことは既に述べた。すなわち、初動捜査の失敗とその後の冤罪を誘発したのは、「こがね味噌」従業員の余所者に対する妬みと偏見で

あった可能性が高い。

## 6. 松下文子の証言

本件はプロの裁判官による誤審であるが、これが今後導入される裁判員制度であったらどういう判決になっていたであろうか？おそらく同じ死刑判決となっていた可能性が高い。公判に提出された証拠並びに証言から見る限り、どうしても袴田氏は怪しい。

まずなんといっても、袴田氏は自白している。強盗・殺人・放火という凶悪犯罪である。例えどんな拷問まがいの取調べがあろうとも、やってもいない人間が、「私がやりました。」等と自白するものであろうか？(注3) 自白すれば死刑となるに決まっている。それでも自白したのは、それが事実だからではないか？一般の国民は、いまだき警察や検察が、拷問まがいの取調べを日常的に行なって、嘘の自白調書を強制しているなどという本当のことは知らないのであるから(注4)、このように思うのが自然なのである。

袴田氏にはアリバイがない。袴田氏は、犯行時間の午前1時半頃は寮の部屋で寝ていた旨証言するが、事件前夜の午後10時半以降事件が起きて火災となり、火災の鎮火頃に袴田氏がずぶ濡れのパジャマ姿で現場に現れるまでの時間、誰も袴田氏の姿をどこかで見たという者がいない。この日は、袴田氏と同室の従業員は他所で泊まっていたが、寮及び宿直室にはなお4名の従業員がいた。それにもかかわらず誰も袴田氏のアリバイを証言できない。

袴田氏のパジャマからは、被害者の血液型と同型の血痕と、放火の際に使用されたものと同種の混合油が検出されている。袴田氏は公判で、事件発生の前夜、自分のパジャマに血痕や油質が付着する機会は無かったと証言しており、血と油が検出された理由を説明することが出来ない。鑑定によれば、袴田氏が実家に送った荷物の中からズボンと端切れが出てきて、これが例の味噌タンクの中から発見された5点の衣類中のズボンと同一生地で、同一の切断面を持つという鑑定結果が出ている。同じく緑色のパンツについては、こがね味噌の従業員が、緑色のパンツをはいているのは袴田氏以外にはいない旨証言している。更に半そでシャツについても、シャツの右袖には損傷があり、この部分に袴田氏の血液型と同型の血液が付着しており、袴田氏の右上腕にもこれに対応する傷跡があった。

袴田氏は事件後左手首中指に傷があり、治療に当たった医師は、鋭利な刃物による切り傷であると診断している。犯行に使われたクリ小刀は同様の傷をつけることができる。これに対して袴田氏は、傷は消火活動をしていたときに屋根に上ってトタン屋根の端で引っかいて出来たものと証言しているが、医師の診断結果と一致しない。

以上の状況証拠に加えて、本件では9月13日に清水郵便局で差出人不明の清水警察署宛の封筒が発見されている。この封筒には現金が50700円入っており、このうちの千円札2枚には「イワオ」と書かれていた。また、便箋が入っており、そこには、「ミソコウバノボクノカバンノナカニシラズニアツタツミトウナ」（味噌工場の僕の鞆の中に知らずにあった、罪問うな。）と記載されていた。封筒には「シミズケイサツショ」と記載されている。切手は貼られていない。難事件にありがちな、なんとも不可思議な封書である。

一審ではこの封書の投函者は、「こがね味噌」の従業員であった松下文子であり、文子が袴田氏より現金を預り、それが発覚して事件の共犯者とされることを恐れ、筆跡の分かりにくいカタカナ文字で封書をしたため、現金の一部に袴田氏の名前である巖とカタカナで書き込んで投函したものであると認定された。ここで袴田氏と文子は、ともに「こがね味噌」の従業員として働いていた頃親しく交際しており、袴田氏は文子を結婚希望相手として実家に紹介していたことも認定されている。従って、文子は、本件における最重要証人である。

ここで文子の知人である黒柳美代子という女性が登場し、法廷で次のようなことを証言している。

- ・ 8月7日頃の夜、袴田氏が黒柳美代子の留守中、文子を探して黒柳美代子宅を尋ねてきた。
- ・ 袴田氏が逮捕された8月18日の二三日後に、今度は文子が黒柳美代子宅を訪ねてきた。

そこで黒柳美代子は、この日文子が次のようなことを話したというのである。

「刑事が何回も来て嫌になる。」

「袴田との関係で、もし私が話したりすると、私を犯人に仕立てあげるから喋らない。」

「言ってしまうと後で仕返しされると困る。」

そこで、黒柳美代子が文子に、この前袴田氏が文子を探して尋ねてきたことを話したところ、文子は驚いていたと言う。

文子は事件における決定的な事実を何事か知っている可能性が高い。ところがこの文子の公判での証言はまことに不可解で要領を得ないのである。公判で文子は袴田氏から現金を預ったかどうか尋問されたが、ほとんど「忘れた」、「知らない」の証言に終始しているのである。

文子はこれだけの重要証人なのであるから、県警も徹底的に文子の取調べを行なっている。文子については9月15日から27日にかけて、住吉・森下・森田の三刑事が取調べを行

なっているが、彼らの法廷での証言によれば、文子は取り調べの際、次のようなことを供述したと言う。

「証拠隠滅の罪は重いのか？」

「本当のことを話すと、自白したことになって皆さんに顔向けできない。」

「私が言ったことについて、絶対に罪にしないと約束してくれれば、話をしてもいい。」

「メモだけなら話をしてもいい。」

「袴田さんから受取ったことにするから、検事さんにうまくとりなしてもらいたい。」

「受取ったことは受取ったんだけど、直接ではなく、第三者を通じてだ。」

「共犯にならないなら話をしてもいい。」

「ただ預っただけなら罪にならんという検事の証明書ももらってくれれば、安心して話できる。」

そこで一審では封書の筆跡鑑定が出されて、鑑定の結果、この不可思議な封書のカタカナの筆跡は文子のものであると判定されたのである。

如何であろうか？これが本件強盗殺人放火事件で法廷に提出された証拠並びに証言の重要部分である。本稿の読者の多くも、これでは袴田氏はやはり本件の犯人ではないかと強く推認するのではないか？熊本元裁判官はこの裁判の第2回公判から参加し、全ての証拠と証言を自身の目で見て聞いている。その結果熊本元裁判官は無実の心証を持ち、裁判長を含む2名の裁判官は有罪の心証を持った。熊本元裁判官の涙の告白を受けて、我々は、残りの2名の裁判官はなんとひどい人間だろうと思いがちであるが、決して彼らもまた人間としてあるまじき判断をしたわけではないのである。

## 7. 再審請求

袴田事件の静岡地裁の判決文を読んでもみると、なるほど、熊本元裁判官の指摘するように、弁護人の対応はお粗末で目も当てられない。(注5)

既に記載したように、袴田氏が逮捕されたのは8月18日で、自白調書が取られ始めたのは9月6日からである。袴田氏は一日平均12時間という拷問もどきの取調べにもかかわらず、20日間にわたり頑として容疑を否認し続けていたのである。この間、袴田氏の唯一の味方となるべき弁護人は、8月22日に7分間、8月28日に15分間、9月3日に15分間の、合計3回きり接見に來ただけで、その総接見時間は37分に過ぎない。

袴田氏は、身柄を拘束され、毎日12時間もの強圧的な取調べを受けているのである。そ

して恐ろしい取調刑事が自白を執拗に強要するのに対して、息も絶え絶えになりながら孤軍奮闘しているのである。なぜ毎日接見に行ってやらないのか？袴田氏が弁護人の十分な接見を得て、当然の弁護活動に支えられたとすれば、20日間の拷問に耐え切った袴田氏が否認を貫いた可能性は極めて高い。本件で自白調書がなければ、間違いなく無罪である。この弁護士はもともとやる気がないのである。

次に凶器とされたクリ小刀である。前述のとおり、このクリ小刀は長さ12センチ、幅2.2センチのもので先端が1センチほど損傷している。この先端の損傷は事件前からのものであることが判明している。ちなみに我々が日常的に使用しているカッターナイフは、刃渡りが12センチ、幅が1センチである。もちろん先端は損傷していない。こんなもので4人もの人間が刺し殺せると考えるほうがおかしい。被害者の傷は全50箇所及び、一部のものは胸骨や肋骨を貫通しているのである。刃渡り11センチ（12センチ－1センチ）でどうやって人間の胸や肺を貫通することが出来るのか？しかも発見されたクリ小刀は、刃こぼれ一つしていない。弁護人はなぜこれを一番で立証しておかなかったか？

クリ小刀に関しては、死刑判決確定後の再審請求において、横山鑑定が提出され、被害者の傷の中には本件クリ小刀では付けることが不可能な傷があると認定されている。本件における凶器はクリ小刀ではないことは明らかであろう。再審請求審においては、この横山鑑定は鑑定人の個人的見解に過ぎず、確定判決の判断を覆すに足りる明白な証拠と見ることはできないとして、一蹴されている。再審は、開かずの扉といわれているように、確定判決を覆すに足りる明らかな証拠が新たに発見された場合にのみ認められる。（注6）証拠の明白性とともに入規性が必要なのであり、本件においては一番段階でも横山鑑定程度の立証は幾らでも可能だったのであるから、証拠としての新規性はないに等しい。これは一番でやっておかななくては駄目なのである。それほど確定判決は重い。

本件は金欲しさの犯行とされているが、この程度の金は窃盗容疑の動機にはなりえても、殺人および放火の動機とはなりえないことは既に指摘した。考えても見よ。袴田氏は国体で3位入賞するほどの元プロボクサーである。その人が、金欲しさに勝手知ったる専務宅に押し入る際に、見つかった場合の用心として小刀を持っていくか？高々この程度のクリ小刀であれば、袴田氏の鉄拳のほうがはるかに殺傷力に優れた凶器ではないか？なぜプロボクサーの証人を申請して、このことを立証しなかったのか？

犯行時の衣類とされた血まみれのズボンはどうか？東京高裁の控訴審では、弁護団はこのズボンを袴田氏にはかせて、その写真を証拠提出している。袴田氏の体格では、このズボンをはくことが出来ない。ところが、控訴審では、それは袴田氏の体重が事件当時55キロだったものが、長引く勾留により60キロに太ったためであり、事件当時はやはりこの

ズボンをはく事が出来たはずであるとして、証拠を却下している。

写真を良く見るがいい。袴田氏がズボンをはこうとして足を入れるのであるが、ズボンは袴田氏の太腿のところにつかえてしまい、それ以上は引っ張っても持ち上がらないのである。さて、中年太りをした人は誰でも経験があるであろうが、太るときは腹が出るのである。写真の袴田氏はがっちりしているという感じであり、決して太っているという印象ではない。腹も出ていない。むしろ印象的なのは、厚い胸板、隆々とした太腿の筋肉である。すなわち彼の鍛え上げられた肉体は、筋肉により出来ているのであり、贅肉は皆無に近いのである。プロボクサーだったのであるから、その生命線は強い胸板に支えられた上腕筋であり、フットワークとパンチ力を決定付ける太腿の筋肉であろう。筋肉は体重が増えても体積が増えるのではない。比重が増えるのである。従って、勾留で5キロの体重増があったとしても、袴田氏の太腿の体積が拡大したとは考えにくく、そうであれば、控訴審段階ではくことの出来なかったズボンは、事件当時にもはくことは出来なかったのである。これまたスポーツ医学の力を借りて、一審段階で立証しておくべきことであろう。

更に再審請求審においては、袴田氏が実家に送った荷物の中から出てきたズボンの端切れと味噌タンクの中から発見されたズボンの同一性鑑定について、近藤鑑定が提出された。そこでは同一性鑑定には根拠がなく、むしろ別のものとする鑑定結果が出ている。もちろん、明白性並びに新規性なしとして却下されているが、これまた一審段階で提出されていたれば、当然に証拠採用されていたであろうし、判決にも影響していたのではないか？

パジャマについては弁護人の怠慢以外の何者でもない。袴田氏は、寮に住み込みで働いていたのであるから、普段着ているパジャマに工場で使っている混合油が付着しても何ら不思議ではない。素行も悪く女好きだったことは裁判所でさえか認めているのであるから、情婦とふざけて、その生理血がパジャマに付着したかもしれないではないか？一審ではパジャマの血痕と油痕が問題となっているのであるから、検察官はこの点を袴田氏に尋問してくるに決まっている。これに対して袴田氏は「事件発生の前後、自分のパジャマに血痕や油質が付着する機会は無かった」等と、余計なことを言うものだから、俄然、パジャマが有力な証拠になってしまうのである。公判前に弁護士と十分な打ち合わせが行われていない。こんなことは、公判前に弁護士が想定問答として袴田氏に伝え、その回答を準備しておくのが当たり前ではないか。

「あなたのパジャマからは少量の血痕と混合油の油痕が検出されていますが、それではあなたはこの血痕や油痕が、どうしてあなたのパジャマに付着したと思うのですか？」

「さあ、私は油や血が自分のパジャマに付いた記憶がありませんので、どこでつけたかと言われても困るのですが、油はパジャマ姿で工場を歩いたことがあるので、そのときに付



いたのかもしれませんが。血は、どこかの女とふざけていたときに、その生理の血でも付いたのかもしれませんがね。」

これ一発でパジャマの証拠価値は粉碎できた。

袴田氏の左手首中指の傷も同じである。先端の1センチ損傷したクリ小刀と、トタンのめくれあがった鋭角の部分は、何が違うのか？医師は一般的な診断として小刀による傷と診断しただけのことであり、現実には袴田氏が傷を受けたトタンの鋭角部分を見ていない医師の診断は、この場合証拠価値を持たない。なぜ、これを反対尋問で追求しておかなかったか？

さて、このように分析してみると、一審で袴田氏の死刑判決の証拠とされた物証は、弁護士が適切な公判対応をしておれば、全てその証拠価値を否定することが可能だったことが分かる。そこで問題の松下文子の証言である。松下文子の供述並びに証言はいかがわしいことこの上ないが、その内容を冷静に振り返ってみると、実は文子は袴田氏から現金を預かったかどうかについて「忘れた。」「知らない。」としか言っていないのであり、問題の封書を書いたのも自分ではないと言っている。これが彼女の公判での証言なのである。それ以外のいかがわしい証言は、知人の黒柳美代子と3名の取調刑事の証言に過ぎない。

ここで文子は、一審での第12回公判に、検察側証人として出廷していることに、特段の注意が必要である。既に指摘したように、文子は事件の重要関係者として県警の執拗な取調べを受けたのであり、文子はこれに対して、自分が共犯者とされたり、罪証隠滅といわれることを極端に怯えている。さて、捜査が終了して、事件は袴田氏の単独犯行として起訴され立件された。そうしたところ、検察官から、検察側証人として証言するように言われたのである。文子がこの証人依頼を断ることは実質的に不可能に近い。

検察側証人として出廷する場合、事前に検察官と綿密な打合せが行なわれる。打合せとは証言のリハーサルのことであり、公判前に数回、あるいはひどい場合には数十回のリハーサルが行なわれる。このリハーサルにおいては、検察官の行なう尋問内容と弁護士から出るであろう反対尋問の内容が、徹底的に想定問答化され、それに対する文子の証言に対しても、検察官から綿密な指導が行なわれる。文子は検事の期待する証言を暗記して喋ることが強制されるのである。しかも、証言が終わった後は、検事の部屋に来るようにと事前に言われているはずである。こうして検事は証人が検察官と打ち合わせたことと違う本当のことを証言することがない様、心理的なプレッシャーをかけておくのである。

文子の証言の背景にはこのような検察官のプレッシャーがあったのであり、それにもかかわらず文子は事前のリハーサルとはまるで逆に、「袴田さんから金を預けられたかどうかと

言われても知らないし、忘れた。今見せられた封書は自分が出したものではないし、カタカナの文章も自分が書いたものではない。」ということ、やっとの思いで、支離滅裂になりながら証言したのである。文子はあとで検事にこっぴどく怒られたであろう。この文子の証言を弁護人はなぜやすやすと見過ごしているのか？

文子は最重要証人であるだけでなく、本件で夥しく出廷した証人の中で唯一とっていいほどの袴田氏の味方ではないか！ 弁護人は直ちに文子に接触し、文子が取調や証言で言えなかった真意を問いただし、さらに、それが言えない理由が何かあるのであれば、その障害を取り除いてやり、文子を一転して弁護側証人として再喚問すべきであった。そして文子の再証言が次のようなものであったとすれば、袴田氏は、その段階で無罪となっていたであろう。

「事件のあと袴田さんが私のところに来たことがあります。自分が犯人ではないかと疑われて本当に困る、と言ってました。自分はその日の夜は寮の部屋で寝ていただけなのに、皆俺が寝てたことは知っているくせに、警察に言ってくれないと、散々私にこぼしてました。袴田さんからお金なんか預ってません。現金入りの封書を出したこともなければ、そんなわけの分からないカタカナの文章を私が書くわけはありません。袴田さんが逮捕されてからは、毎日のように私のところに刑事さんが来るので、本当に嫌になってしまいました。私と袴田さんとの関係を根掘り葉掘り聞くのです。私は袴田さんが犯人ではないと信じていましたが、あれだけ大騒ぎして警察が袴田さんを逮捕したのですから、袴田さんと親しかった私も、このままでは逮捕されてしまうのではないかと、とても心配になりました。私まで犯人に仕立てあげられてしまうのではないかと考えたのです。私のところには袴田さんからもらったプレゼントなんかもあったものですから、袴田さんが逮捕されたあと全部捨てました。そうしたら、警察が、何か袴田さんからもらったものがあるだろう、まさかお前、それを捨てたりしていないだろうな、それは罪証隠滅になるぞ、警察が調べれば皆分かっちゃうんだぞ、と言うのです。私はとても怖くなってしまいました。私は、確かに袴田さんから物をもらったことはありますが、それは事件とは関係がないので、それが分かってくれるのなら刑事さんに何でも話してもいいと言いました。皆、袴田さんが犯人になってくれれば、自分たちがこれ以上疑われなくていいと言って喜んでいました。私が袴田さんとのことを話すと、皆に迷惑がかかります。先日の証言の前には何回も検察庁に呼ばれて、証言の練習をさせられました。私の記憶と違うことばかりで、袴田さんを犯人と決め付けるように、私が金を預ったのだ、訳のわからない封書を出したのだ、散々言われました。どうせ何を言っても私の言うことは聞いてくれないのですから、私は何も知らない、忘れたとだけ証言しました。袴田さんは無実です。そのことを私は誰よりもよく知っているんです。」

再審請求審では、弁護団は、本件封筒・便箋の文字は99.9%以上の確率をもって松下文子の筆跡とは認められないとする木下鑑定を提出した。これが却下されたことは本件再審請求において提出された他の証拠と同じである。

## 8. 息子よ

熊本元裁判官の涙の告白後の記者会見で、袴田死刑囚の姉秀子さんが、袴田氏が事件当時2歳であった息子旭に当てて書いた手紙を読み上げた。著者の了解を得ていないが、以下にその全文を転載する。

「息子よ。どうか、力強く、勇気ある人間に育つように。そして、お前の友だちから、お前のお父さんはどうしているのだと聞かされたら、こう答えるが良い。僕の父は不当な鉄鎖と対決しているのだ。息子よ。お前が正しいことに力を注ぎ、苦勞の多い冷たい社会を反面教師として生きていけば、遠くない将来にきっとチャンは懐かしいお前のところに健康な姿で帰っていくであろう。そして、必ず証明してあげよう。お前のチャンは決して人を殺していないし、一番それを知っているのが警察であって、一番申し訳なく思っているのが裁判官であることを。チャンはこの鉄鎖を断ち切ってお前のいる所に帰っていくよ。」

当経済レポートは、袴田氏が本件強盗殺人放火事件の犯人であるかどうかは分からない。袴田氏は確かに怪しい。しかし、袴田氏が犯人であるとする検察官の立証もまた、それ以上に怪しい。従って、当経済レポートは、袴田氏が、日本国憲法の定めに従って（注7）、無罪判決を受けるべきであることを知っている。日本民族は熊本元裁判官の涙の告白を無駄にしてはならない。（注8）最高裁は、もはやこの期に及んで四の五の言わず、直ちに再審決定を行ない、袴田氏に41年ぶりの無罪判決を出せ。

2007年3月30日 公認会計士 細野祐二

（注1） いくらなんでもこれは嘘であろう。専務一家4名の惨殺と放火があったのであるから、その直後の捜査中に「こがね味噌」の操業など行なえるものではない。操業したとしても、誰がそんな血まみれの味噌を買うのか？味噌タンクは徹底的に現場検証されたはずであり、そのときには5点の血まみれの衣類は無かったのである。その後真犯人は、袴田氏が単独犯として逮捕・起訴されたので、安心してこの血まみれの衣類をこっそりと味噌タンクに隠したと考えるのが自然であろう。

（注2） 刑事訴訟法第312条第1項は、訴因変更を検察官の求めにより公訴事実の同

一性を害しない限度において認めると定めている。誰のものかわからない少量の血痕の付いたパジャマによる殺人事件と、血まみれの5点の衣類を着て行なわれた惨殺事件では、これを同一の公訴事実と判定すべきかどうかきわめて疑問である。本来であれば、検察官は5点の血まみれの衣類が発見された段階で、一旦公訴を取り下げるべきであった。そうすれば、この段階であれば、まだ真犯人の捜査は可能だったかもしれないではないか？それをしなかったのは検察官の慣性の法則による暴走であろう。袴田氏はいわれなき罪状による公判で苦しかったかもしれないが、検察官も本件公判はかなり苦しかったのである。

(注3) 本年1月に、2002年3月に起きた2件の強姦事件で自白をし、懲役3年の判決を受けて2年間の服役を終えた富山県永見市出身の39歳の男性が、実は無実であったということが判明し、これまた大騒ぎとなった。この男性は、2005年1月に福井刑務所を出所後、職業や住所を転々としながら現在は世間から姿を隠している。冤罪が分かったのは、2006年の11月になって、富山県警が他の事件を取調べていたところ、そこでの容疑者がこの男性によるとされた2件の強姦事件について自供したからである。富山県警は、これを2007年の1月になってやっと発表し、男性の無実を公表した。筆舌に尽くしがたい人倫にもとる取調をうけ、自白調書に署名させられたと言う。強姦事件の自白調書なのであるから、そこには犯行の詳細な状況が赤裸々に述べられていたはずである。この自白調書は取調捜査官のでっち上げの作文だったことになるが、その自白調書を裁判所も疑うことさえしなかったのであるから、良く出来ていたのであろう。人間を長期間監禁し、有形無形の圧力をかけ続ければ、どんな人でも、見に覚えのない犯罪の記述された自白調書に署名する。

(注4) 本年2月23日には、鹿児島県志布志町の公職選挙法違反事件において、鹿児島地方裁判所は、主犯とされた県議を含む被告人12名全員について無罪判決を言渡した。本件において唯一の証拠とされた自白調書の信用性が全面的に否定されたからである。自白調書をめぐっては、鹿児島県警が6ヶ月にわたる長期の勾留を行い、自白を強要するなど違法な取調を行っていたことが判明している。また、その際鹿児島県警は、否認する被告人に、江戸時代の島原のキリシタン弾圧もどきの「踏み絵」ならぬ「踏み字」をさせて自白を強要していたことがわかり、民事訴訟においても敗訴している。本件は3月8日に検察庁が控訴を断念し、12名全員の無罪が確定した。これを受けて県警の本部長や鹿児島地検が被告人らに、心のこもっていない謝罪をし、最高検は取調状況について調査を行なうことを表明した。何を眠たいことを言っているのか。こんなことはどこでも日常茶飯事としてやっているではないか。国民が捜査機関による違法な自白調書の強要を知らないのは、マスコミがこのことをあまり報道したからに過ぎない。マスコミの報道に腰が引けているのは、本当の

ことを書くと、司法記者クラブから除名されてニュースが取れなくなると心配するからである。真実の報道に司法記者クラブなどいない。

(注5) 袴田事件の一審での弁護人の怠慢は度を過ぎているが、残念ながらこのような弁護士は多い。本稿で指摘したような正規の弁護活動をやってくれる弁護士は少ないのである。それはむしろ稀有な例として考えるべきで、少なくとも私が過去出会った100名を超える弁護士の中に、本稿で指摘したような弁護活動をやってくれる人は誰もいない。儲からないのである。袴田事件の一審において、弁護人が本稿で指摘したような弁護活動を行っていたら、おそらく袴田氏は無罪となっていたであろうが、その弁護士報酬は優に数千万円を超えたであろう。一軒家を借りる敷金さえない袴田氏にそれだけの資力があつたとは考えられないし、袴田氏に限らず、刑事被告人には資力がない人が圧倒的に多い。従って、弁護士も、とてもではないが弁護士報酬を払えない被告人に早々付き合っはられないのである。

(注6) 刑事訴訟法第435条

(注7) 日本国憲法第38条第3項「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」刑事訴訟法第336条「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」

(注8) 熊本元裁判官の告白について、袴田氏の弁護団長の西嶋勝彦弁護士は、「元裁判官の証言は、判決が間違っていたと分かる人が増えることにはつながるが、新証拠ではない。再審となっても証人申請するつもりはない。」としている。そのとおりであろう。そこで、これだけの熊本元裁判官の告白を新証拠とするために、熊本元裁判官は、あの懐かしい静岡地検に、裁判所法第75条第2項に定める評議の秘密違反を犯したとして自首して出てはどうか？検察庁は法を犯したとして自首して出るものがある以上、その供述調書を取らざるをえない。検察官面前調書が出来上がるのであり、その証拠能力は高い。しかもまがうことのない新証拠ではないか。この場合、熊本元裁判官が逮捕される可能性は限りなく低いであろう。また、自首して出る前には記者会見をして、これから自首すると言って、テレビを引き連れて静岡地検に行くと良い。逮捕の防止にもなるし、本件冤罪事件を強く世論に訴えることも出来るであろう。